

巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正																								
中	41	4.3.1	表4-3-1(8)	<table border="1"> <tr> <td>大気汚染に係る環境基準 (光化学オキシダント)</td> <td>0.06ppm</td> <td>1時間値</td> </tr> </table>	大気汚染に係る環境基準 (光化学オキシダント)	0.06ppm	1時間値	<table border="1"> <tr> <td>大気汚染に係る環境基準 (光化学オキシダント)</td> <td>0.07ppm 0.04ppm</td> <td>8時間値 日最高8時間値の1年平均値</td> </tr> </table>	大気汚染に係る環境基準 (光化学オキシダント)	0.07ppm 0.04ppm	8時間値 日最高8時間値の1年平均値																		
大気汚染に係る環境基準 (光化学オキシダント)	0.06ppm	1時間値																											
大気汚染に係る環境基準 (光化学オキシダント)	0.07ppm 0.04ppm	8時間値 日最高8時間値の1年平均値																											
中	378	6.2.1	表6-2-1(6)	<p>正 表6-2-1(6) 建築物衛生法に基づく検査期間別水質検査項目一覧(一部改正：2025(令和7)年)</p> <p>1. 水源として水道水を使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>7日に1回</th> <th>6月に1回</th> <th>1回省略可(1年に1回)</th> <th>1年に1回 (6月1日～9月30日)</th> <th>3年に1回</th> <th>給水開始時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊離残留塩素</td> <td>1*: 一般細菌 2: 大腸菌 9: 亜硝酸態窒素 11: 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 39: 塩化物イオン 47: 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 48: pH値 49: 味 50: 臭気 51: 色度 52: 濁度</td> <td>6: 鉛及びその化合物 33: 亜鉛及びその化合物 35: 鉄及びその化合物 36: 銅及びその化合物 41: 蒸発残留物</td> <td>10: シアン化物イオン及び強化シアン 22: 塩素酸 23: クロロ酢酸 24: クロロホルム 25: ジクロロ酢酸 26: ジブromクロロメタン 27: 臭素酸 28: 総トリハロメタン 29: トリクロロ酢酸 30: ブロモジクロロメタン 31: プロモホルム 32: ホルムアルデヒド</td> <td></td> <td>必要な場合 色、濁り、臭い、味等に異常が認められた場合については、表6-2-1(3)中の必要な項目について検査を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2003(平成15)年厚生労働省令第101号の水質基準の番号</p> <p>2. 地下水等を使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>7日に1回</th> <th>6月に1回</th> <th>1回省略可(1年に1回)</th> <th>1年に1回 (6月1日～9月30日)</th> <th>3年に1回</th> <th>給水開始時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊離残留塩素</td> <td>1*: 一般細菌 2: 大腸菌 9: 亜硝酸態窒素 11: 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 39: 塩化物イオン 47: 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 48: pH値 49: 味 50: 臭気 51: 色度 52: 濁度</td> <td>6: 鉛及びその化合物 33: 亜鉛及びその化合物 35: 鉄及びその化合物 36: 銅及びその化合物 41: 蒸発残留物</td> <td>10: シアン化物イオン及び強化シアン 22: 塩素酸 23: クロロ酢酸 24: クロロホルム 25: ジクロロ酢酸 26: ジブromクロロメタン 27: 臭素酸 28: 総トリハロメタン 29: トリクロロ酢酸 30: ブロモジクロロメタン 31: プロモホルム 32: ホルムアルデヒド</td> <td>14: 四塩化炭素 16: シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 17: ジクロロメタン 18: テトラクロロエチレン 19: トリクロロエチレン 21: ベンゼン 46: フェノール類</td> <td>表6-2-1(3)中のすべての項目について検査を実施 必要な場合 色、濁り、臭い、味等に異常が認められた場合、又は周囲の状況から判断して、基準に適合しないおそれがある場合は表6-2-1(3)中の必要な項目について検査を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2003(平成15)年厚生労働省令第101号の水質基準の番号</p>	7日に1回	6月に1回	1回省略可(1年に1回)	1年に1回 (6月1日～9月30日)	3年に1回	給水開始時	遊離残留塩素	1*: 一般細菌 2: 大腸菌 9: 亜硝酸態窒素 11: 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 39: 塩化物イオン 47: 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 48: pH値 49: 味 50: 臭気 51: 色度 52: 濁度	6: 鉛及びその化合物 33: 亜鉛及びその化合物 35: 鉄及びその化合物 36: 銅及びその化合物 41: 蒸発残留物	10: シアン化物イオン及び強化シアン 22: 塩素酸 23: クロロ酢酸 24: クロロホルム 25: ジクロロ酢酸 26: ジブromクロロメタン 27: 臭素酸 28: 総トリハロメタン 29: トリクロロ酢酸 30: ブロモジクロロメタン 31: プロモホルム 32: ホルムアルデヒド		必要な場合 色、濁り、臭い、味等に異常が認められた場合については、表6-2-1(3)中の必要な項目について検査を実施	7日に1回	6月に1回	1回省略可(1年に1回)	1年に1回 (6月1日～9月30日)	3年に1回	給水開始時	遊離残留塩素	1*: 一般細菌 2: 大腸菌 9: 亜硝酸態窒素 11: 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 39: 塩化物イオン 47: 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 48: pH値 49: 味 50: 臭気 51: 色度 52: 濁度	6: 鉛及びその化合物 33: 亜鉛及びその化合物 35: 鉄及びその化合物 36: 銅及びその化合物 41: 蒸発残留物	10: シアン化物イオン及び強化シアン 22: 塩素酸 23: クロロ酢酸 24: クロロホルム 25: ジクロロ酢酸 26: ジブromクロロメタン 27: 臭素酸 28: 総トリハロメタン 29: トリクロロ酢酸 30: ブロモジクロロメタン 31: プロモホルム 32: ホルムアルデヒド	14: 四塩化炭素 16: シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 17: ジクロロメタン 18: テトラクロロエチレン 19: トリクロロエチレン 21: ベンゼン 46: フェノール類	表6-2-1(3)中のすべての項目について検査を実施 必要な場合 色、濁り、臭い、味等に異常が認められた場合、又は周囲の状況から判断して、基準に適合しないおそれがある場合は表6-2-1(3)中の必要な項目について検査を実施	
7日に1回	6月に1回	1回省略可(1年に1回)	1年に1回 (6月1日～9月30日)	3年に1回	給水開始時																								
遊離残留塩素	1*: 一般細菌 2: 大腸菌 9: 亜硝酸態窒素 11: 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 39: 塩化物イオン 47: 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 48: pH値 49: 味 50: 臭気 51: 色度 52: 濁度	6: 鉛及びその化合物 33: 亜鉛及びその化合物 35: 鉄及びその化合物 36: 銅及びその化合物 41: 蒸発残留物	10: シアン化物イオン及び強化シアン 22: 塩素酸 23: クロロ酢酸 24: クロロホルム 25: ジクロロ酢酸 26: ジブromクロロメタン 27: 臭素酸 28: 総トリハロメタン 29: トリクロロ酢酸 30: ブロモジクロロメタン 31: プロモホルム 32: ホルムアルデヒド		必要な場合 色、濁り、臭い、味等に異常が認められた場合については、表6-2-1(3)中の必要な項目について検査を実施																								
7日に1回	6月に1回	1回省略可(1年に1回)	1年に1回 (6月1日～9月30日)	3年に1回	給水開始時																								
遊離残留塩素	1*: 一般細菌 2: 大腸菌 9: 亜硝酸態窒素 11: 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 39: 塩化物イオン 47: 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 48: pH値 49: 味 50: 臭気 51: 色度 52: 濁度	6: 鉛及びその化合物 33: 亜鉛及びその化合物 35: 鉄及びその化合物 36: 銅及びその化合物 41: 蒸発残留物	10: シアン化物イオン及び強化シアン 22: 塩素酸 23: クロロ酢酸 24: クロロホルム 25: ジクロロ酢酸 26: ジブromクロロメタン 27: 臭素酸 28: 総トリハロメタン 29: トリクロロ酢酸 30: ブロモジクロロメタン 31: プロモホルム 32: ホルムアルデヒド	14: 四塩化炭素 16: シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 17: ジクロロメタン 18: テトラクロロエチレン 19: トリクロロエチレン 21: ベンゼン 46: フェノール類	表6-2-1(3)中のすべての項目について検査を実施 必要な場合 色、濁り、臭い、味等に異常が認められた場合、又は周囲の状況から判断して、基準に適合しないおそれがある場合は表6-2-1(3)中の必要な項目について検査を実施																								
中	379	6.2.1	上から9～10行目	38.塩化物イオン 46.有機物(全有機炭素(TOC)の量)	39.塩化物イオン 47.有機物(全有機炭素(TOC)の量)																								
中	379	6.2.1	上から12～13行目	32.亜鉛及びその化合物 34.鉄及びその化合物 35.銅及びその化合物	33.亜鉛及びその化合物 35.鉄及びその化合物 36.銅及びその化合物																								
中	379	6.2.1	上から16行目	40.蒸発残留物	41.蒸発残留物																								
中	379	6.2.1	上から19行目	47.pH値 48.味 49.臭気 50.色度 51.濁度	48.pH値 49.味 50.臭気 51.色度 52.濁度																								
中	379	6.2.1	上から22～27行目	21.塩素酸 22.クロロ酢酸 23.クロロホルム 24.ジクロロ酢酸 25.ジブromクロロメタン 26.臭素酸 27.総トリハロメタン 28.トリクロロ酢酸 29.ブロモジクロロメタン 30.プロモホルム 31.ホルムアルデヒド	22.塩素酸 23.クロロ酢酸 24.クロロホルム 25.ジクロロ酢酸 26.ジブromクロロメタン 27.臭素酸 28.総トリハロメタン 29.トリクロロ酢酸 30.ブロモジクロロメタン 31.プロモホルム 32.ホルムアルデヒド																								
中	379	6.2.1	側注	※各項目の左端は、2003(平成15)年厚生労働省令第101号(一部改正：2014(平成26)年4月1日)の水質基準の番号を示す(表6-2-1(3)参照)。	※各項目の左端は、2003(平成15)年厚生労働省令第101号(一部改正：2026(令和8)年4月1日施行)の水質基準の番号を示す(表6-2-1(3)参照)。																								
中	379	6.2.1	側注 ※四塩化炭素	20.ベンゼン 45.フェノール類	21.ベンゼン 46.フェノール類																								
中	421	6.3.7	下から1行目	・・・, おおむね6カ月ごとに,	・・・, おおむね1年ごとに,																								
中	560	6.11.1	上から1～4行目	SHASE-S 217-2016(グリース阻集器)に店舗全面積から選定する方法と利用人数から選定する方法が示されている。この方法によってグリース阻集器を選定するようにする ¹⁵⁾ 。 なお、このSHASE-S 217-2016には・・・	SHASE-S 217-2025(グリース阻集器)に店舗全面積から選定する方法と利用人数から選定する方法が示されている。この方法によってグリース阻集器を選定するようにする ¹⁵⁾ 。 なお、このSHASE-S 217-2025には・・・																								

下	245	8.4.4	上から16～20行目	<p>・・・ノルボルマイドなどのさまざまな成分が使用されてきたが、現在、衛生分野で使用されている成分は下記に限られている。</p> <p>シロシドはユリ科植物（赤海葱）の球根から得られる成分、または合成成分で、特にハツカネズミに効力が高く、摂取したネズミは心筋の興奮などにより24時間程度で死亡する。</p> <p>また、リン化亜鉛はネズミが摂取すると胃酸と反応して体内でリン化水素が発生し、その毒作用により、数時間以内に死亡する。このように急性殺鼠剤は速効的な効力を示す。</p>	<p>・・・ノルボルマイド、シロシドなどのさまざまな成分が使用されてきたが、現在、衛生分野で使用されている成分はリン化亜鉛に限られている。</p> <p>シロシドはユリ科植物（赤海葱）の球根から得られる成分、または合成成分で、特にハツカネズミに効力が高く、摂取したネズミは心筋の興奮などにより24時間程度で死亡する。</p> <p><u>この成分はネズミが摂取すると胃酸と反応して体内でリン化水素が発生し、その毒作用により、数時間以内に死亡する。このように、現在製剤に使用されていない成分も含めて急性殺鼠剤は速効的な効力を示す。</u></p>								
下	247	8.4.5	下から11行目	<p>なお、参考のために、殺虫製剤の急性毒性の基準を表8-4-5（1）に記す。</p>	<p>なお、参考のために、<u>急性経口毒性に関し殺虫製剤として承認を得ることができる基準値</u>を表8-4-5（1）に記す。</p>								
下	247	8.4.5	表8-4-5(1)	乳剤および水和剤	乳剤および水和剤								
下	247	8.4.5	表8-4-5(2)	<table border="1"> <tr> <td>毒 薬</td> <td><30</td> </tr> <tr> <td>劇 薬</td> <td>30～300</td> </tr> </table>	毒 薬	<30	劇 薬	30～300	<table border="1"> <tr> <td>毒 薬</td> <td><u>≤30</u></td> </tr> <tr> <td>劇 薬</td> <td><u>>30～≤300</u></td> </tr> </table>	毒 薬	<u>≤30</u>	劇 薬	<u>>30～≤300</u>
毒 薬	<30												
劇 薬	30～300												
毒 薬	<u>≤30</u>												
劇 薬	<u>>30～≤300</u>												